

委員会提出議案第1号

岩倉市議会議員政治倫理条例の一部改正について

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和5年3月24日

岩倉市議会議長 伊藤隆信 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 片岡健一郎

## 岩倉市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

岩倉市議会議員政治倫理条例（平成24年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、清廉」を「及び清廉」に改める。

第2条第4号中「支持と信頼」を「支持及び信頼」に改め、同条第5号中「道義的批判」を「道義的な批判」に改める。

第3条第1号後段中「なお、公職選挙法」を「公職選挙法」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第4号中「市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を締結しない」を「市に対し請負（同条に規定する請負をいう。以下この号において同じ。）をしない」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。

第6条の見出し中「会長」を「会長及び副会長」に改め、同条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8条第1項中「政治倫理規準」を「政治倫理基準」に改める。

第13条第2項中「名誉と品位」を「名誉及び品位」に改める。

第14条中「規則」を「規程」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。